

佐賀県告示第 379 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 11 月 1 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
245	諸富停車場線	諸富停車場	_____
		2 級国道熊本，佐賀線 交点（諸富町）	